第十二号の四の三様式(第三条の七関係)

懸賞金付預貯金等の懸賞金等等の道府県民税

利子割特別徴収税額計算書

種類	懸賞金付預貯金等の懸賞金等、定期積金、掛金の給付補てん金、抵当証券の利息、貴金属等の売戻し条件付売買の利益、外貨建預貯金等の為替差益、一時払養老保険、一時払損害保険等の差益

区分		支払額											税額									
			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円		億	千	百	十	万	千	百	十	円
課税	13 懸賞金付預貯金等	11											21									
	14 定期積金	12											22									
	15 掛金	13											23									
	16 抵当証券	14											24									
	17 貴金属等売買	15											25									
	18 外貨建預貯金等	16											26									
	19 一時払保険等	17											27									
非課税	非居住者	18																				
	その他	19																				
計		20											28									

摘要	

備考

1　この計算書は、「種類」の欄の種類の異なるごとに各別に作成し、提出すること。

2　「非課税」の欄の「その他」の欄の「支払額」の項には、利子割が課されない次のものについて記載すること。

(1)　所得税法第10条第1項に規定する障害者等の少額預金の利子等及び租税特別措置法第4条第1項に規定する障害者等の少額公債の利子

(2)　租税特別措置法第4条の2第1項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄の利子等及び同法第4条の3第1項に規定する勤労者財産形成年金貯蓄の利子等

(3)　所得税法等の規定により非課税とされる当座預金の利子、こども銀行の預貯金の利子等、オープン型の証券投資信託の収益の分配のうち一定のもの、公益信託の信託財産につき生ずる利子、納税準備預金の利子及び納税貯蓄組合預金の利子